

令和5年 第3回

いなべ市議会 定例会 議案

令和5年第3回定例会提出議案

議案番号	件名	議決要領
諮問 第3号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	
諮問 第4号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	
同意 第2号	いなべ市監査委員の選任につき同意を求めることについて	
議案 第34号	いなべ市議会議員及びいなべ市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案 第35号	いなべ市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案 第36号	いなべ市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案 第37号	いなべ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について	
議案 第38号	いなべ市給水条例の一部を改正する条例の制定について	
議案 第39号	財産の無償譲渡について (大辻新田自治会への無償譲渡)	
議案 第40号	いなべ市温水プールの指定管理者の指定について	

令和5年第3回定例会提出議案

議案番号	件名	議決要領
議案 第41号	いなべ市道路線の認定について	
議案 第42号	いなべ市道路線の変更について	
議案 第43号	いなべ市道路線の廃止について	
議案 第44号	令和5年度いなべ市一般会計補正予算（第3号）	
議案 第45号	令和5年度いなべ市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	
議案 第46号	令和5年度いなべ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	
議案 第47号	令和5年度いなべ市介護保険特別会計補正予算（第1号）	
議案 第48号	令和5年度いなべ市水道事業会計補正予算（第1号）	
認定 第1号	令和4年度いなべ市一般会計歳入歳出決算認定について	
認定 第2号	令和4年度いなべ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	

令和5年第3回定例会提出議案

議案番号	件名	議決要領
認定 第3号	令和4年度いなべ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	
認定 第4号	令和4年度いなべ市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	
認定 第5号	令和4年度いなべ市水道事業会計決算認定及び未処分利益剰余金の処分について	
認定 第6号	令和4年度いなべ市下水道事業会計決算認定及び未処分利益剰余金の処分について	
	以下余白	

諮問第3号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和5年8月30日提出

いなべ市長 日 沖 靖

住 所 三重県いなべ市北勢町川原

氏 名 一木 尚子

生年月日

任 期 令和6年1月1日から令和8年12月31日まで

提案理由

人権擁護委員9名のうち、一木尚子委員が令和5年12月31日をもって任期満了となるため、引き続き同氏を人権擁護委員の候補者として法務大臣へ推薦しようとするものである。人権擁護委員の候補者の推薦については、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

諮問第4号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和5年8月30日提出

いなべ市長 日 沖 靖

住 所 三重県いなべ市北勢町麓村

氏 名 小森 久人

生年月日

任 期 令和6年1月1日から令和8年12月31日まで

提案理由

人権擁護委員9名のうち、小森久人委員が令和5年12月31日をもって任期満了となるため、引き続き同氏を人権擁護委員の候補者として法務大臣へ推薦しようとするものである。人権擁護委員の候補者の推薦については、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

同意第2号

いなべ市監査委員の選任につき同意を求めることについて

次の者をいなべ市監査委員としたいから、その選任について議会の同意を求める。

令和5年8月30日提出

いなべ市長 日 沖 靖

住 所 三重県いなべ市大安町梅戸 

氏 名 小川 和幸

生年月日 

提案理由

識見を有する監査委員である二宮敏夫氏が令和5年9月19日をもって任期満了となるため、新たに小川和幸氏を任命しようとするものである。監査委員の選任については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 34 号

いなべ市議会議員及びいなべ市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

いなべ市議会議員及びいなべ市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定しようとする。

令和 5 年 8 月 30 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）が改正され、選挙運動費用の一部の公費負担の限度額が物価上昇の要因によって引き上げられたため、同令の改正に準じていなべ市議会議員及びいなべ市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正するについては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

いなべ市議会議員及びいなべ市長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部を改正する条例

いなべ市議会議員及びいなべ市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和3年いなべ市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第9条及び第10条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第13条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後のいなべ市議会議員及びいなべ市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示されるいなべ市議会議員選挙及びいなべ市長選挙について適用し、この条例の施行の日前にその期日を告示されるいなべ市議会議員選挙及びいなべ市長選挙については、なお従前の例による。

議案第 35 号

いなべ市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

いなべ市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定しようとする。

令和 5 年 8 月 30 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

パートタイム会計年度任用職員に期末手当を支給するため、いなべ市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正するについては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

いなべ市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

いなべ市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年いなべ市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「報酬」の次に「及び期末手当」を加える。

第14条第1項中「の定め」を削り、同条第2項中「の定め」を削り、「6月に満たない」を「6月未満の」に改め、「（任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者をいう。）を同じくするものに限る。次項において同じ。）」を削り、「みなす」を「みなして、同項の規定を適用する」に改め、同条第3項中「6月に」を「6月1日を基準日として」に改め、「の定め」を削り、「第1項の」を「当該フルタイム会計年度任用職員は、第1項に規定する」に、「みなす」を「みなして、同項の規定を適用する」に改める。

第20条第2項、第3項及び第4項、第21条第2項並びに第22条第2項中「第25条」を「第26条」に改める。

第23条中「第26条」を「第27条」に改める。

第31条を第32条とし、第24条から第30条までを1条ずつ繰り下げ、第23条の次に次の1条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）

第24条 給与条例第24条第1項及び第6項、第25条並びに第26条の規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員（規則で定めるものを除く。）について準用する。

2 任期が6月未満のパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなして、同項の規定を適用する。

3 6月1日を基準日として期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、第1項に規定する任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなして、同項の規定を適用する。

4 パートタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、給与条例第24条第2項の規定により算出した金額を限度とし、規則で定める額とする。

5 前項の場合において、期末手当基礎額は、同条例別表第1中職務の級が3級の欄中の最高月額を限度とし、規則で定める額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第2条及び第24条の規定は、令和5年6月1日から適用する。

議案第 36 号

いなべ市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

いなべ市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次の
とおり制定しようとする。

令和 5 年 8 月 30 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

子育て世代への経済的な支援策として、現在、15歳までとなっている子ども医療費助成対象年齢を18歳まで引き上げるため、いなべ市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正するについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

いなべ市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

いなべ市福祉医療費の助成に関する条例(平成15年いなべ市条例第88号)の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「15歳」を「18歳」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のいなべ市福祉医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療にかかる医療費の助成について適用し、同日前までの診療にかかる医療費の助成については、なお従前の例による。

議案第 37 号

いなべ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

いなべ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定しようとする。

令和 5 年 8 月 30 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和 4 年法律第 76 号）の施行により、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の一部が改正されたことに伴い、引用する条項を改めるなどするため、いなべ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正するについては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

いなべ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例等の一部を改正する条例

(いなべ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 いなべ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年いなべ市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「係る法第19条第1項第1号」を「係る法第19条第1号」に、「利用している法第19条第1項第1号」を「利用している同号」に、「数の総数」を「総数」に、「保育施設の法第19条第1項第1号」を「保育施設の同号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア（ア）中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア（イ）中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ（ア）中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ（イ）中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改め、同項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに」を「同号に掲げる小学校就学前子どもに」に、「法第19条第1項第1号又は第2号」を「同条第1号又は第2号」に、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの」を「同号に掲げる小学校就学前子どもの」に、「法第19条第1項第2号」を「同条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「利用している法第19条第1項第1号」を「利用している同条第1号」に、「定められた法第19条第1項第1号」を「定められた法第19条第1号」に改め、同条第3項中「係る法第19

条第1項第1号」を「係る法第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「と」、「法第19条第1項第1号」を「と」、「同号」に、「法第19条第1項第1号又は」を「同条第1号又は」に改める。

第37条第1項中「同省令」を「同令」に改め、同条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第39条第2項中「係る法第19条第1項第3号」を「係る法第19条第3号」に、「事業所の法第19条第1項第3号」を「事業所の同号」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「係る法第19条第1項第1号」を「係る法第19条第1号」に、「法第19条第1項第1号又は第3号」を「同条第1号又は第3号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「保育給付認定子どもを含む。）と」を「保育給付認定子どもを含む。）と」、「同号」とあるのは「同条第3号」とに、「対象となる法第19条第1項第1号」を「対象となる法第19条第1号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

(いなべ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 いなべ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年いなべ市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第38号

いなべ市給水条例の一部を改正する条例の制定について

いなべ市給水条例の一部を改正する条例を次のとおり制定しようとする。

令和5年8月30日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第36号）の施行により、水道法（昭和32年法律第177号）が改正され、水道整備・管理行政に関する事務が厚生労働大臣から国土交通大臣に移管されることに伴い、いなべ市給水条例の一部を改正するについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

いなべ市給水条例の一部を改正する条例

いなべ市給水条例(平成 15 年いなべ市条例第 137 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項、第 39 条第 2 項及び第 44 条第 1 号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第39号

財産の無償譲渡について (大辻新田自治会への無償譲渡)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求める。

令和5年8月30日提出

いなべ市長 日 沖 靖

1 無償譲渡財産の表示

所 在 いなべ市北勢町大辻新田293番地

種 別 建物（北勢東部林業会館）

細 目 木造平屋建 1棟 延床面積172.74㎡

鉄骨造平屋建 1棟 延床面積 17.54㎡

2 無償譲渡の相手方

所在地 三重県いなべ市北勢町大辻新田293番地

名 称 大辻新田自治会

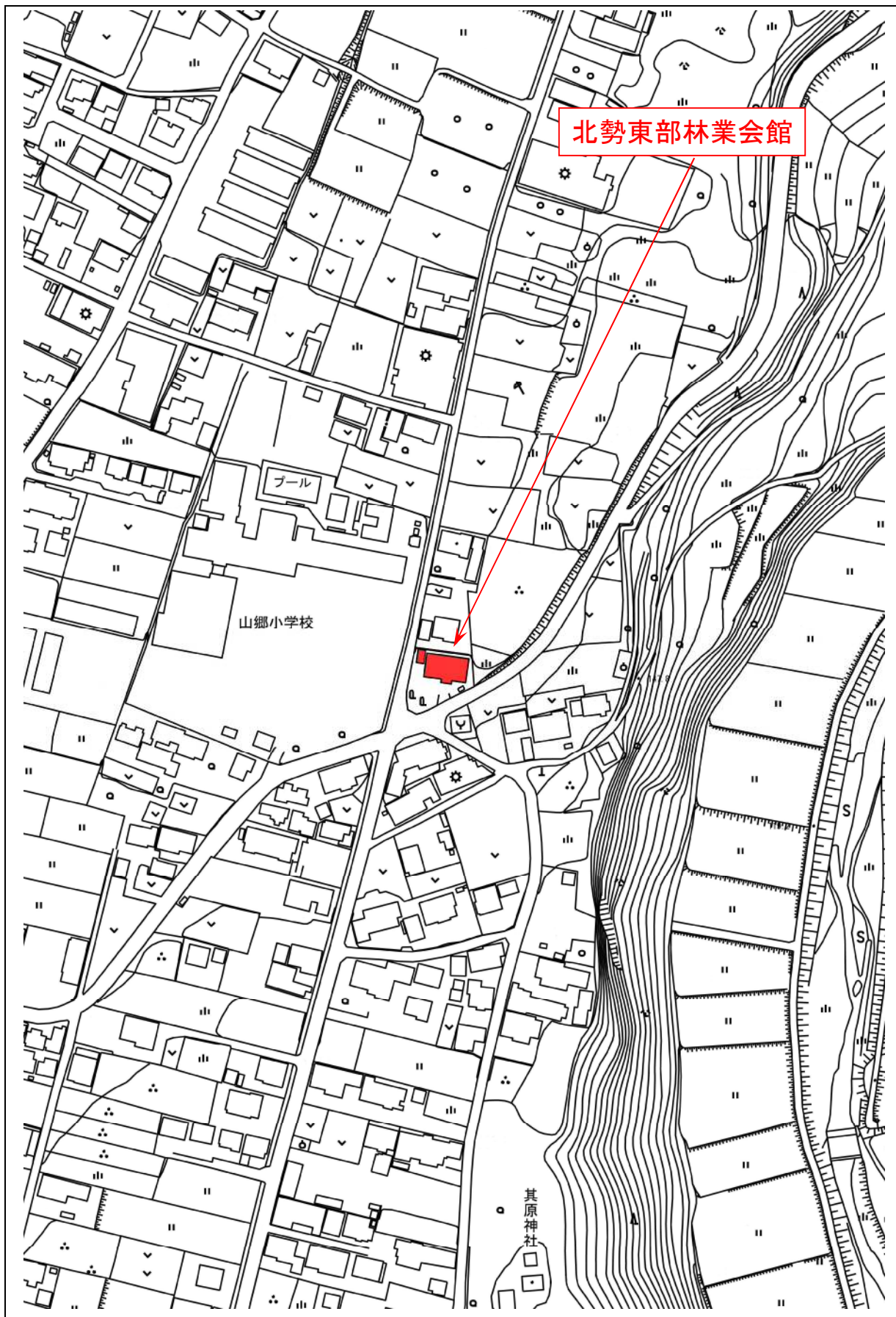
代表者 自治会長 伊藤 稔彦

提案理由

北勢東部林業会館の有効活用を図るため、大辻新田自治会に建物を無償で譲渡するに当たっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

位置図



議案第40号

いなべ市温水プールの指定管理者の指定について

いなべ市温水プールの指定管理者を次のとおり指定しようとする。

令和5年8月30日提出

いなべ市長 日 沖 靖

- 1 指定しようとする団体の名称及び代表者
団体名 TAC・テルウェル共同事業体
代表構成団体 株式会社東京アスレティッククラブ
代表取締役 正村 宏人
構成団体 テルウェル西日本株式会社東海支店
取締役支店長 苫名 明
- 2 指定しようとする団体の事務所の所在地
東京都中野区中野二丁目14番16号
- 3 指定の期間
令和6年1月1日から令和10年3月31日まで

提案理由

令和5年12月に新設予定のいなべ市温水プールの指定管理者として、TAC・テルウェル共同事業体を指定しようとするもので、指定管理者の指定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第41号

いなべ市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、いなべ市道路を次のとおり認定しようとする。

令和5年8月30日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

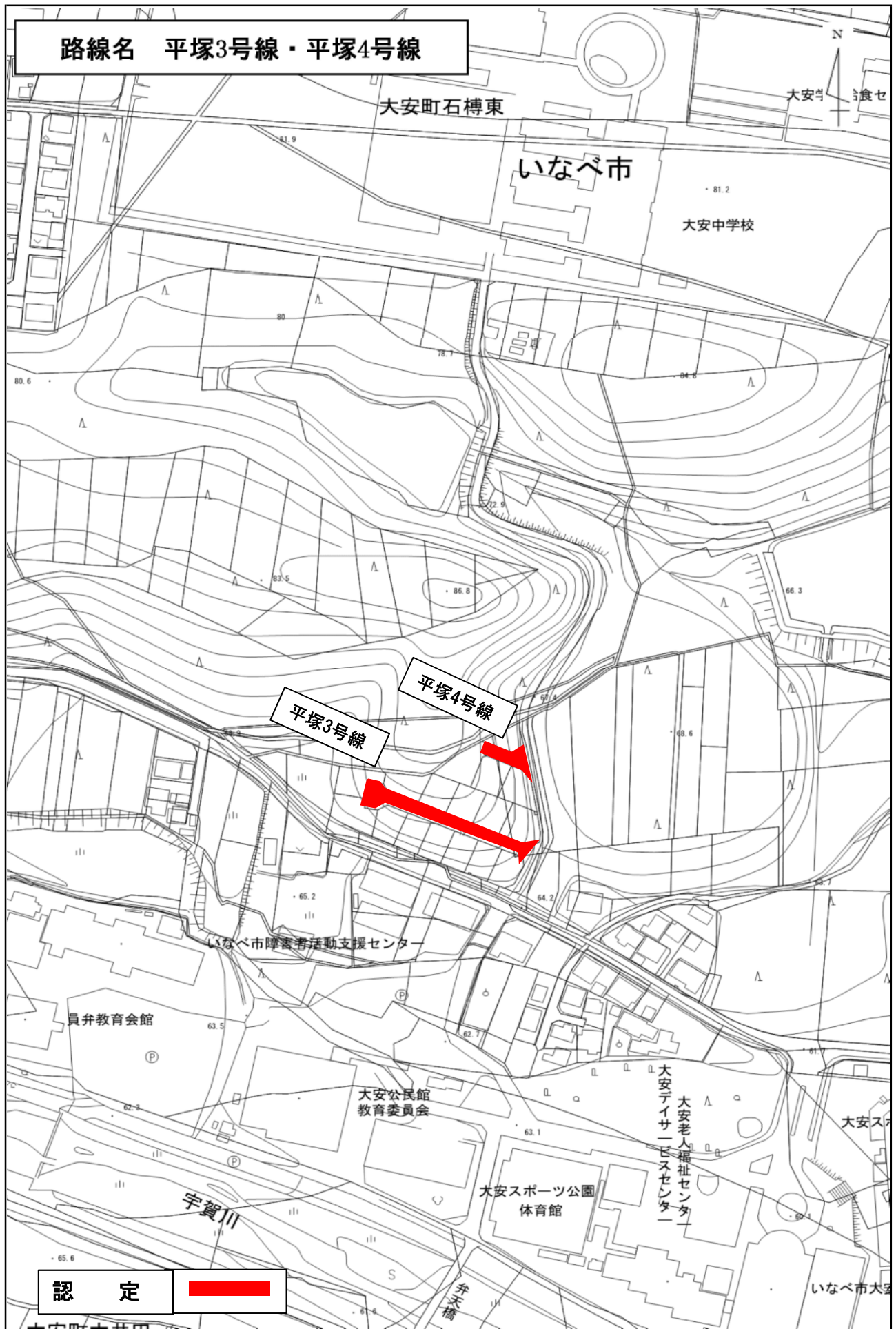
宅地開発によって新設された道路を市道として認定するについては、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案の提出する理由である。

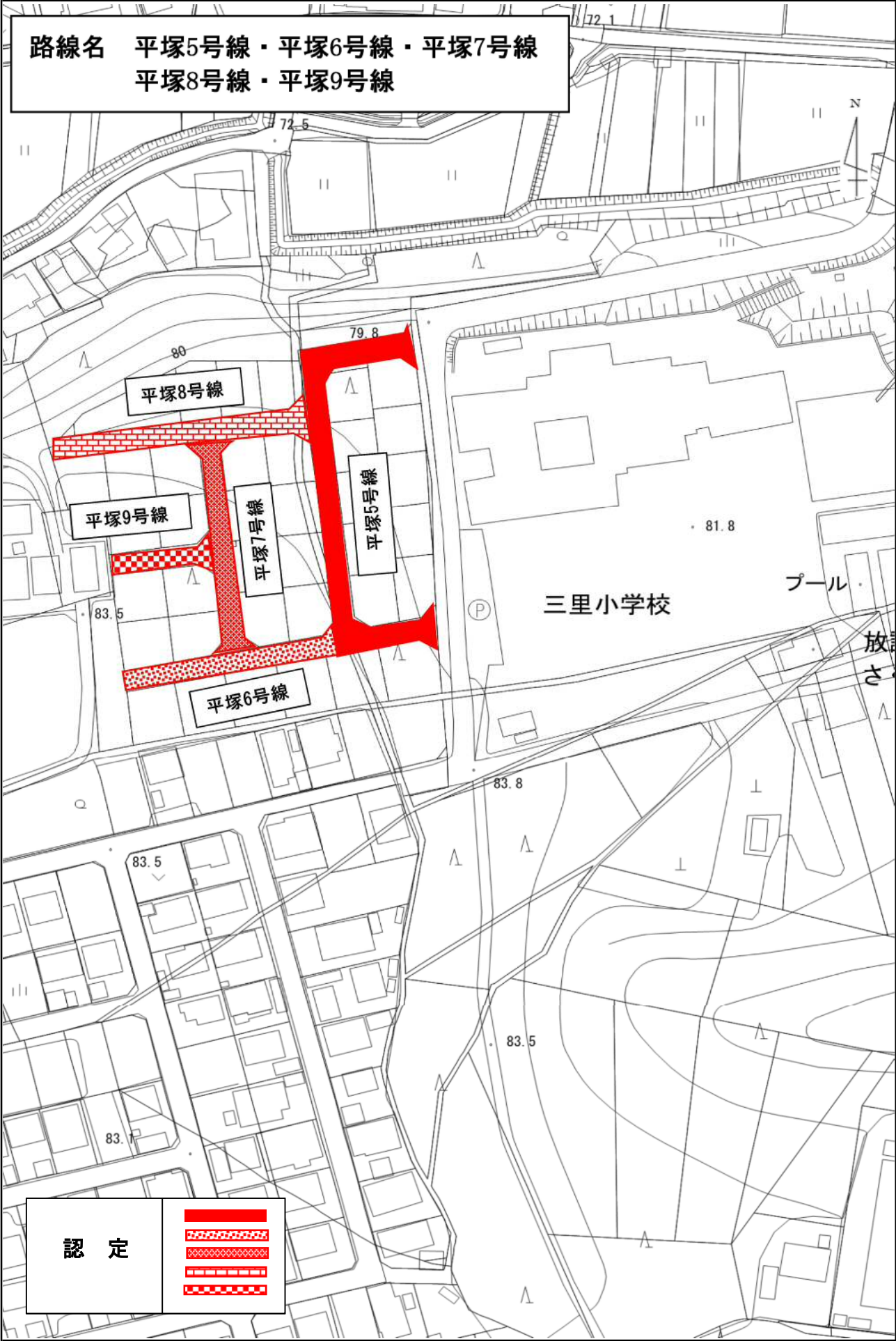
認定しようとする路線

路線名	起点	終点	重要な経過地
平塚 3 号線	大安町平塚地内	大安町平塚地内	
平塚 4 号線	大安町平塚地内	大安町平塚地内	
平塚 5 号線	大安町平塚地内	大安町平塚地内	
平塚 6 号線	大安町平塚地内	大安町平塚地内	
平塚 7 号線	大安町平塚地内	大安町平塚地内	
平塚 8 号線	大安町平塚地内	大安町平塚地内	
平塚 9 号線	大安町平塚地内	大安町平塚地内	
石榑東 5 号線	大安町石榑東地内	大安町石榑東地内	
石榑東 6 号線	大安町石榑東地内	大安町石榑東地内	
石榑東 7 号線	大安町石榑東地内	大安町石榑東地内	
石榑東 8 号線	大安町石榑東地内	大安町石榑東地内	

位置図



位置図



位置図



議案第42号

いなべ市道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、いなべ市道路を次のとおり変更しようとする。

令和5年8月30日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

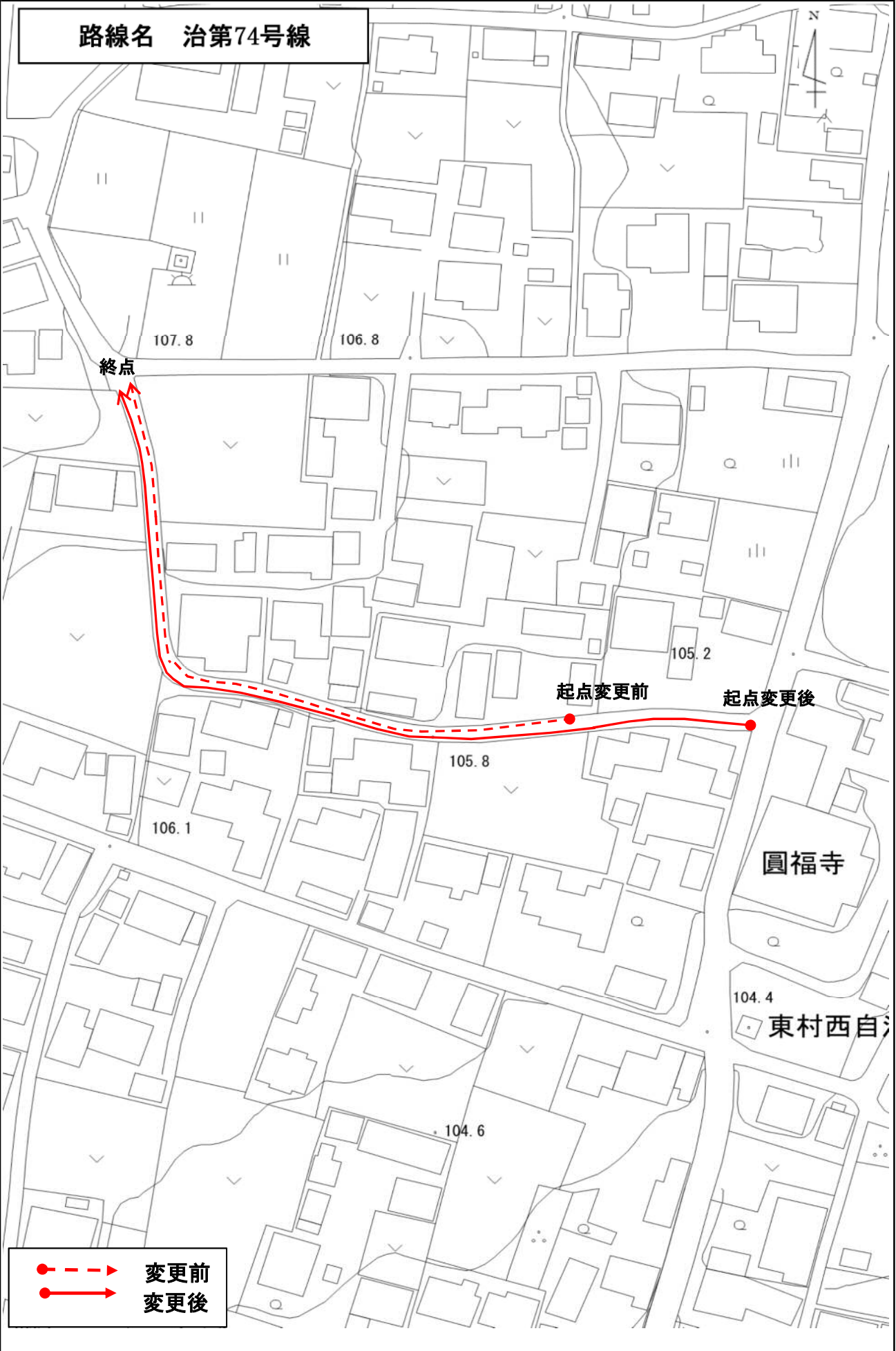
市道路線の起点又は終点を変更することについては、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

変更しようとする路線

路線名	起点	終点	重要な経過地
治第112号線	北勢町中山地内	北勢町中山地内	
治第74号線	北勢町東村地内	北勢町別名地内	
丹生川中2区129号線	大安町丹生川久下地内	大安町丹生川中地内	

位置図



位置図



議案第43号

いなべ市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、いなべ市道路を次のとおり廃止しようとする。

令和5年8月30日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

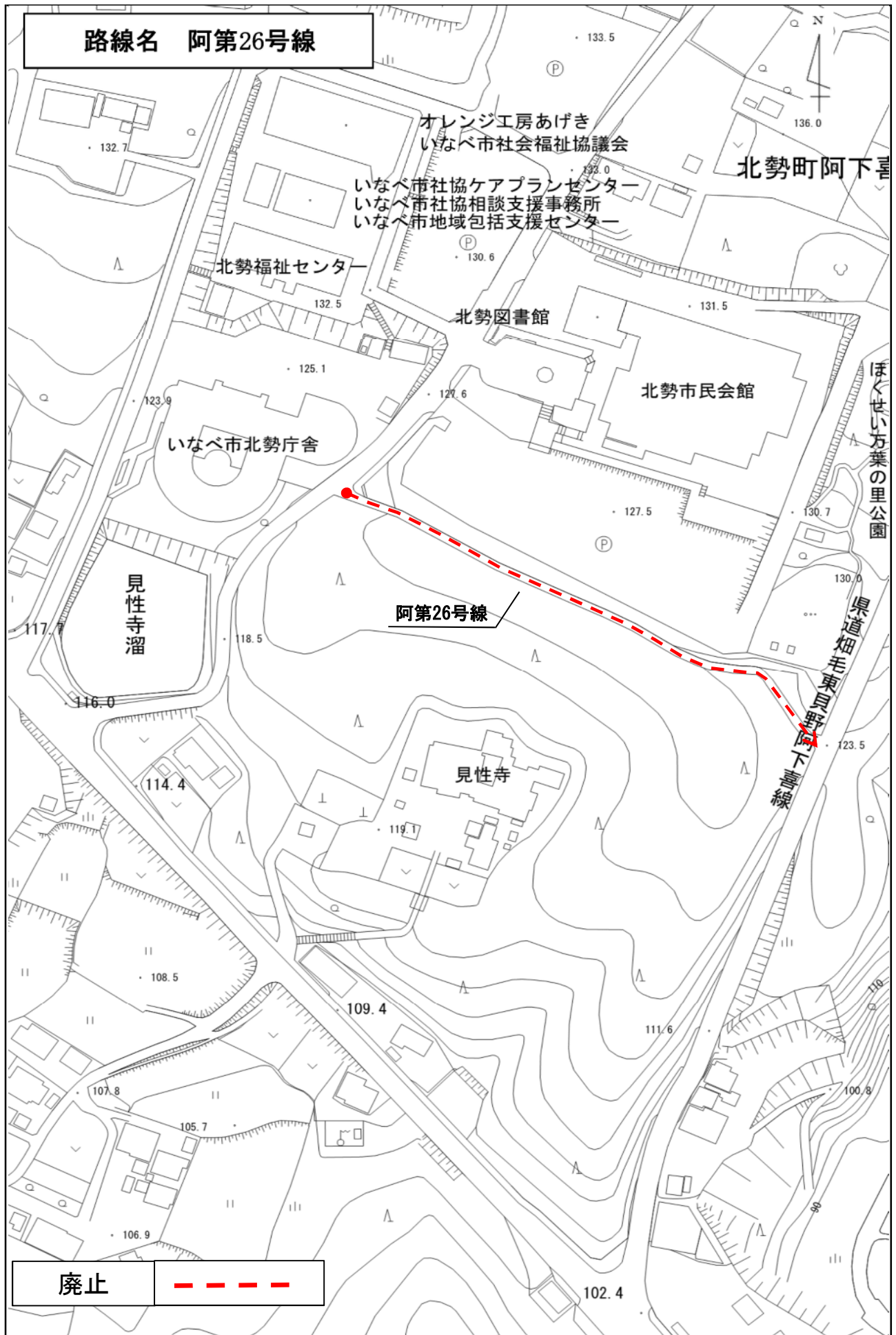
一般交通の用に供する必要がなくなった道路を廃止するについては、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

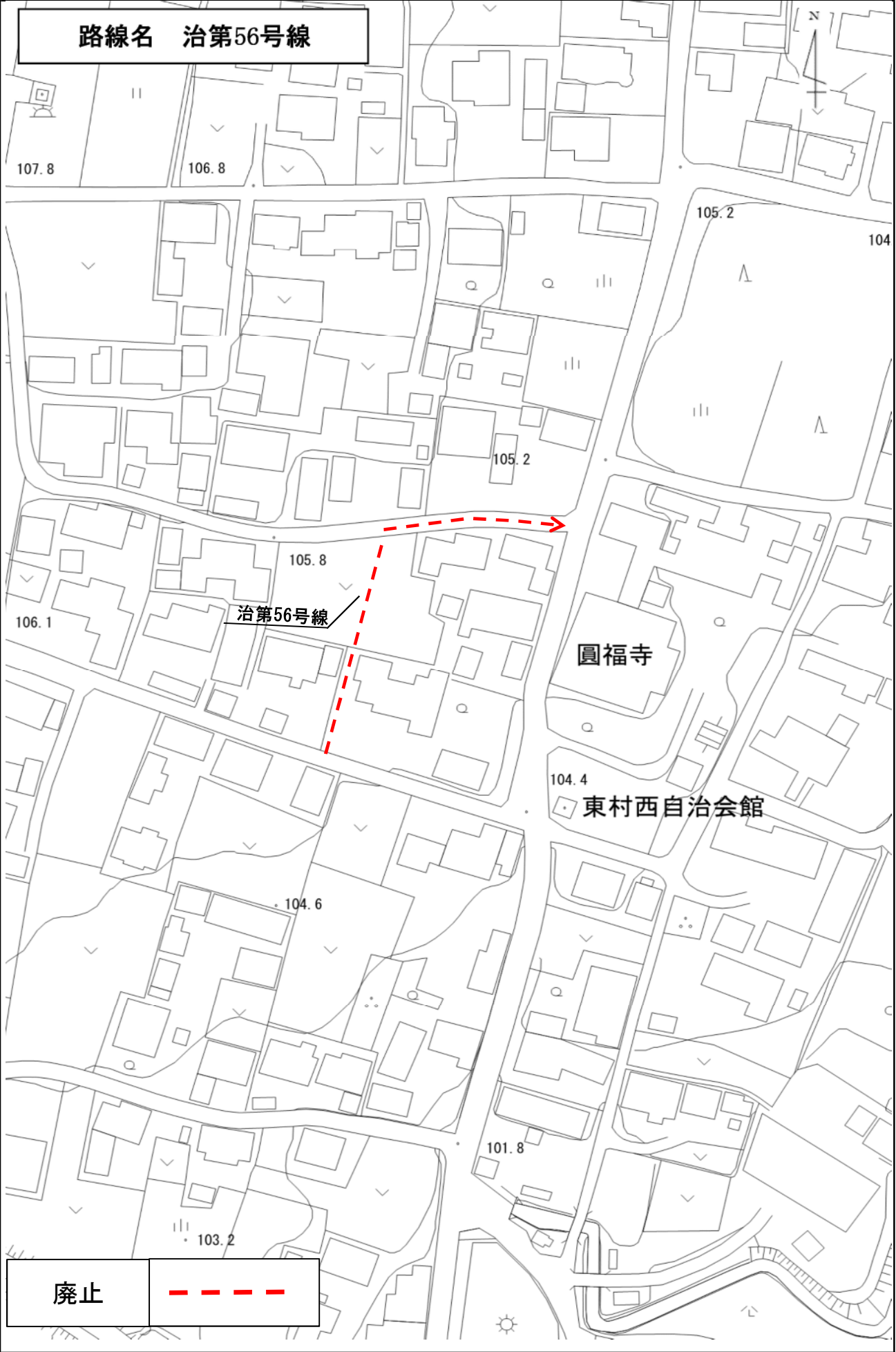
廃止しようとする路線

路線名	起点	終点	重要な経過地
阿第26号線	北勢町阿下喜地内	北勢町阿下喜地内	
治第56号線	北勢町東村地内	北勢町東村地内	

位置図



位置図



議案第 4 4 号

令和 5 年度いなべ市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 5 年度いなべ市一般会計補正予算（第 3 号）を別案のとおり提出する。

令和 5 年 8 月 3 0 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

議案第 4 5 号

令和 5 年度いなべ市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度いなべ市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を別案のとおり提出する。

令和 5 年 8 月 3 0 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

議案第46号

令和5年度いなべ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和5年度いなべ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を別案のとおり提出する。

令和5年8月30日提出

いなべ市長 日 沖 靖

議案第47号

令和5年度いなべ市介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和5年度いなべ市介護保険特別会計補正予算（第1号）を別案のとおり提出する。

令和5年8月30日提出

いなべ市長 日 沖 靖

議案第48号

令和5年度いなべ市水道事業会計補正予算（第1号）

令和5年度いなべ市水道事業会計補正予算（第1号）を別案のとおり提出する。

令和5年8月30日提出

いなべ市長 日 沖 靖

認定第 1 号

令和 4 年度いなべ市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 4 年度いなべ市一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 8 月 3 0 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

決算書及び意見書については別冊

認定第2号

令和4年度いなべ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度いなべ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月30日提出

いなべ市長 日 沖 靖

決算書及び意見書については別冊

認定第3号

令和4年度いなべ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度いなべ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月30日提出

いなべ市長 日 沖 靖

決算書及び意見書については別冊

認定第4号

令和4年度いなべ市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度いなべ市介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月30日提出

いなべ市長 日 沖 靖

決算書及び意見書については別冊

認定第5号

令和4年度いなべ市水道事業会計決算認定及び未処分利益
剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により令和4年度いなべ市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付し、同法第32条第2項の規定により令和4年度いなべ市水道事業会計未処分利益剰余金を処分することについて議会の議決を求める。

令和5年8月30日提出

いなべ市長 日 沖 靖

決算書及び意見書並びに剰余金処分計算書については別冊

認定第6号

令和4年度いなべ市下水道事業会計決算認定及び未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により令和4年度いなべ市下水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付し、同法第32条第2項の規定により令和4年度いなべ市下水道事業会計未処分利益剰余金を処分することについて議会の議決を求める。

令和5年8月30日提出

いなべ市長 日 沖 靖

決算書及び意見書並びに剰余金処分計算書については別冊

